

東京大学医科学研究所教職員給与規則、東京大学医科学研究所特定有期雇用
教職員の就業に関する規程及び東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業
に関する規程の特例を定める規則

平成24年7月26日制定

沿革

(目的及び効力)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年4月1日東大医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第26条第2項の規定に基づき、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年4月1日東大医科研規則第4号。以下「給与規則」という。）の特例を定めるとともに、就業規則を準用する東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第5号。以下「特定有期雇用教職員就業規程」という。）及び東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第12号。以下「再雇用教職員就業規程」という。）の給与の特例として必要な事項を定めることを目的とする。

(給与規則の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、就業規則第3条に規定する教職員のうち、給与規則第11条第1項に掲げる俸給表（医療職俸給表（一）及び医療職俸給表（二）を除く。）または東京大学医科学研究所年俸制給与の適用に関する規則（平成25年3月28日制定。以下「年俸制給与規則」という。）第4条に掲げる基本年俸俸給表の適用を受けるものに対する、給与規則第10条の規定による俸給月額（東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月30日制定）附則第2項ただし書又は東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月16日制定。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定の適用を受ける教職員にあっては、それぞれの規定による俸給月額）及び給与規則第21条の規定による管理職手当（平成22年改正規則附則第3項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該規定による額）または年俸制給与規則第4条の規定による基本年俸額に応じた支給月額は、その月額から、その月額に、次の表の俸給表及び職務の級又は職名欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額とする。

俸給表及び職務の級		割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の1.05
	3級から6級まで	100分の2.57
	7級以上	100分の4.31
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の1.05

	4級以上	100分の2.57
教育職俸給表(一)	1級及び2級	100分の1.05
	3級及び4級	100分の2.57
	5級以上	100分の4.31
基本年俸給表	教授	100分の4.31
	助教	100分の1.05
指定職俸給表		100分の4.31

- 2 特例期間において、給与規則第4条、第7条、第18条、第24条及び第40条から第42条までの規定による給与等の支給に当たっては、それぞれ前項の規定により得られた額を基礎として算出するものとする。

(特定有期雇用教職員就業規則の特例)

- 第3条 特例期間において、特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項(第7号を除く。)に規定する特定有期雇用教職員(以下「特定有期雇用教職員」という。)及び同規程附則第2項に規定する外国人教師に対する年俸制給与規則第4条の規定による基本年俸額に応じた支給月額、特定有期雇用教職員就業規則附則第7項の規定による俸給月額、東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則(平成23年3月28日制定。以下「平成23年改正規則」という。)附則第2項の規定による俸給月額及び教育研究連携手当は、その月額から、その月額に、次の表の種類等欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額とする。

種類等	割合
特任教授	100分の4.31
特任准教授	100分の2.57
特任講師	
特任助教	100分の1.05
特任研究員	
学術支援専門職員	100分の2.57
学術支援職員	100分の1.05
特任専門員	100分の2.57
特任専門職員	
外国人教師	100分の4.31

- 2 特例期間において、特定有期雇用教職員就業規則において準用する給与規則第4条、第7条、第18条、第24条、第40条及び第41条の規定による給与等の支給に当たっては、それぞれ前項の規定により得られた額を基礎として算出するものとする。

(再雇用教職員就業規則の特例)

- 第4条 特例期間において、再雇用教職員就業規則第2条に規定する再雇用教職員のうち再雇用教職員就業規則第9条第2項の規定により給与規則を準用する場合の俸給表(医

療職俸給表（一） 1 級及び 2 級並びに医療職俸給表（二） 1 級及び 2 級を除く。）の適用を受けるものに対する同条同項の規定による俸給月額は、その月額から、その月額に、次の表の給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級欄に掲げる区分に応じ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額とする。

給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級	割合
一般職俸給表（一） 2 級	100 分の 1.05
一般職俸給表（二） 2 級	
教育職俸給表（一） 1 級	

2 特例期間において、再雇用教職員就業規程第 9 条第 1 項の規定により準用する給与規則第 4 条、第 7 条、第 18 条及び第 24 条の規定による給与等の支給に当たっては、それぞれ前項の規定により得られた額を基礎として算出するものとする。

3 特例期間において、再雇用教職員就業規程第 9 条第 4 項の規定による再雇用期末手当及び再雇用勤勉手当の支給に当たっては、第 1 項の規定により得られた額を基礎として算出するものとする。

（適用除外）

第 5 条 特例期間において、東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（平成 16 年 4 月 1 日東大医科研規則第 7 号）第 2 条の規定の適用を受ける教職員に対する退職手当の算定については、第 2 条第 1 項の規定を適用しない。

2 特例期間において、特定有期雇用教職員就業規程附則第 10 項の規定の適用を受ける外国人教師及び平成 23 年改正規則附則第 2 項の規定の適用を受ける学術支援職員に対する退職手当の算定については、第 3 条第 1 項の規定を適用しない。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日から引き続き雇用されている特定有期雇用教職員、外国人教師及び再雇用教職員については、この規則の施行日以後最初の契約の更新（発令を伴う契約内容の変更を含む。）の日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所教職員給与規則、東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程及び東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程の特例を定める規則（平成 24 年 7 月 26 日制定）の適用を受ける者については、なお従前の例による。

沿革

東京大学医科学研究所教職員給与規則、東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程及び東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程の特例を定める規則

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成24年 7月26日 制定
- ◇ 平成25年 3月28日